

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する要綱

第一章 総則

（目的）

第一条 この要綱は大阪府が「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第五十九条に定める住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等を行うために必要な事項を定めるものとする。

第二章 居住支援法人の指定

（住宅確保要配慮者居住支援法人）

第二条 法第五十九条の規定による指定を受けようとする者は、法第六十条に掲げる事項を記載した住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第 1 号）を大阪府知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第六十条及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号。以下「共管省令」という。）第四十一条第 2 項で定める添付書類のほか、法第五十九条第 1 項の各号に掲げる基準に適合している旨を誓約する書面として、支援業務に関する基準についての誓約書（様式第 2 号）を大阪府知事に提出しなければならない。

3 大阪府知事は、前項の申請を行った支援法人が主に活動を予定している市町村の長に対し、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する意見書の提出依頼書（様式第 3 号）により意見の提出を求めなければならない。

4 大阪府知事は、法第五十九条の規定による指定を行ったときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第 4 号）により支援法人に、また、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の通知（様式第 5 号）により支援法人が主に活動を予定している市町村の長に、その旨を速やかに通知しなければならない。

5 大阪府知事は、前項の支援法人への通知と併せ、住宅確保要配慮者居住支援法人指定証（様式第 6 号）を交付するものとする。

（変更の認可及び届出）

第三条 法第六十一条第 1 項の規定による変更の認可申請を行う者は、住宅確保要配慮者居住支援法人にかかる業務種別変更認可申請書（様式第 7 号）を大阪府知事に提出しなければならない。

2 法第六十一条第 2 項の規定による変更の届出を行う者は、住宅確保要配慮者居住支援法人にかかる変更届出書（様式第 8 号）を大阪府知事に提出しなければならない。

（変更の通知）

第四条 大阪府知事は、前条第１項の規定による認可を行ったときは、住宅確保要配慮者居住支援法人にかかる変更認可通知（様式第１０号）により速やかに支援法人に通知しなければならない。

また、前条第２項の規定による変更は、住宅確保要配慮者居住支援法人に係る変更完了通知書（様式第１１号）により支援法人に通知する。

なお、前条第１項の規定による認可又は前条第２項の規定による変更は、住宅確保要配慮者居住支援法人にかかる変更通知（様式第９号）により支援法人が主に活動を予定している市町村の長に通知する。

（指定の拒否）

第五条 大阪府知事は、法第五十九条の規定による指定を受けようとする法人の役員のうちに次のいずれかに該当する者があるときは、その指定を拒否しなければならない。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法人の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

ウ 法第七十条第１項又は第２項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者

エ 大阪府暴力団排除条例（平成２２年大阪府条例第５８号）第二条第二号及び第四号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者、若しくは同号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でなくなった日から５年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）

オ 居住支援法人の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

キ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

ク 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（指定の解除）

第六条 大阪府知事は、支援法人から指定解除の申請があったときは、支援法人の指定を解除しなければならない。

２ 前項の指定解除の申請は、支援法人が大阪府知事に指定解除申請書（様式第１２号）を提出することによって行う。

３ 第１項の規定による指定の解除は、指定解除通知（様式第１３号）により支援法人が主に活動していた市町村の長に通知する。

また、申請者への通知は、支援法人に係る指定解除完了通知書（様式第１４号）により行う。

（住宅確保要配慮者居住支援協議会）

第七条 法第五十九条の規定による指定を受けた支援法人は、指定を受けることをもって、Osaka

あんしん住まい推進協議会規約に基づき居住サポート会員として同協議会に入会するものとする。

（業務の委託）

第八条 法第六十三条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、債務保証業務委託認可申請書（様式第15号）を大阪府知事に提出しなければならない。

2 大阪府知事は、前項の申請に対する認可をしたときは、債務保証業務委託認可通知書（様式第16号）により速やかに支援法人に通知しなければならない。

（債務保証業務規程・残置物処理等業務規程）

第九条 法第六十四条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「単管省令」という。）第三十条で定める事項を記載した業務規程認可申請書（様式第17号）を大阪府知事に提出しなければならない。また、これを変更しようとするときは、業務規程変更申請書（様式第18号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、家賃債務保証業者登録規程（国土交通省告示第八百九十八号）による国土交通大臣の登録、又は法第七十二条第1項の認定を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

3 大阪府知事は、第1項の申請又は変更に対する認可をしたときは、業務規程認可通知書（様式第19号）により速やかに支援法人に通知しなければならない。

4 家賃債務保証業者登録規程による登録の更新を受けたとき、又は登録を抹消されたとき、並びに法第七十四条第1項の変更、又は法第七十五条の廃止の届出を行ったときは、遅滞なく大阪府知事にその旨を報告しなければならない。

（変更命令）

第十条 法第六十四条第4項の規定による変更の命令は業務規程変更命令書（様式第20号）により支援法人に通知する。

（変更報告）

第十一条 前条の規定により、業務規程の変更を命じられた支援法人は、速やかに変更を行い、業務規程変更報告書（様式第21号）を提出することにより、その結果を大阪府知事に報告しなければならない。

（事業計画等）

第十二条 法第六十五条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、住宅確保要配慮者居住支援業務に係る事業計画認可（変更）申請書（様式第22号）を作成し、共管省令第四十五条第1項に規定する支援業務に係る事業計画書及び収支予算書とともに大阪府知事に提出しなければならない。

2 大阪府知事は、前項の申請又は変更に対する認可をしたときは、事業計画認可通知書（様式

第 23 号) により速やかに支援法人に通知しなければならない。

- 3 支援法人は、法第六十五条第 2 項に基づき、支援業務事業報告書等提出書（様式第 24 号）を作成し、共管省令第四十六条に規定する支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表とともに大阪府知事に提出しなければならない。

（監督命令）

第十三条 法第六十八条の規定による命令は住宅確保要配慮者居住支援業務に係る命令書（様式第 25 号）により行う。

（報告、検査等）

第十四条 法第六十九条の規定による報告の徴収は、住宅確保要配慮者居住支援業務に関する報告徴収（様式第 26 号）により支援法人に通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた支援法人は、大阪府知事が指定する日までに、住宅確保要配慮者居住支援業務に関する報告書（様式第 27 号）を提出しなければならない。
- 3 法第六十九条の規定による検査等を行うときは、住宅確保要配慮者居住支援業務に関する検査の実施通知書（様式第 28 号）により支援法人に通知する。

（指定の取消）

第十五条 大阪府知事は、法第七十条の規定による指定の取消を行ったときは、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定取消通知書（様式第 29 号）により支援法人に、また、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定取消の通知（様式第 30 号）により支援法人が主に活動していた市町村の長に、その旨を速やかに通知しなければならない。

附則

（施行期日）

この要綱は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

なお、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号）附則第四条及び第五条の規定により、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等及び住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する要領第二十五条第 1 項及び第 2 項の規定は令和 8 年 3 月 31 日まで、同条第 3 項の規定は令和 9 年 5 月 31 日まで、この要綱第十二条の規定と同様に扱うことができる。